

議事要旨(3) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、企業結合専門委員会では、仮にのれんを非償却とした場合を前提として、個別の論点の議論がかなり進んでいること、また、本日はディスカッションポイントであるのれんの減損処理の取扱い及び経過措置等を中心に審議する旨の説明がなされた。また、前田専門研究員より、説明資料〔審議事項(3)-1～5〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

（遡及適用について）

- ある委員より、のれんの減損処理の見直しについて、遡及適用を容認しないこととした理由について、質問があった。これに対し事務局からは、企業間の比較可能性を確保するためであること、また、将来キャッシュ・フローの見積りなど過去の時点のデータに基づく遡及適用に困難な面があると考えられる旨のコメントがあった。

（のれんの重要性について）

- ある委員より、文案中の「重要性が乏しい場合」と「のれんの額が重要である場合」の違いは、質的重要性を考慮するか否かを使い分けているのかという質問があった。これに対し事務局からは、「重要性」の考え方や判定方法については現在検討中である旨のコメントがあった。

（経過措置について）

- ある委員より、適用初年度の期首に測定される減損損失は期首の利益剰余金から直接減額するのでなく、損益に計上すべきではないかという意見があった。これに対して事務局からは、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される局面において、利益剰余金処理は特別な処理ではなく、新たな会計基準を過去に遡及適用した場合と期首残高が整合する処理であると考えられる旨のコメントがあった。

（のれんの減損処理の取扱いについて）

- ある委員より、のれんの減損処理の取扱いとして提案している 3 案の理論的根拠について質問があった。これに対し事務局からは、固定資産の減損損失の認識と測定を 2 段階方式で行う建付けを維持する中で、のれんの非償却に伴って減損処理について部分的にでも国際的な会計基準とのコンバージェンスを図ろうとする結果、1 段階方式により認識及び測定する対象を重要なのれんのみに限定した例外的な取扱いとして考えている旨のコメントがあった。
- また、ある委員から、のれんの減損処理の取扱いとして示された 3 つの案について、

その考え方と経緯について質問があった。これに対して事務局からは、のれんを非償却とすることを前提にした場合、その減損損失の認識が国際的な会計基準と比較して遅延しないようにするため、当初は、現行の 2 段階方式を維持する中で、のれんの配分単位をより小さくする 1 案の方向性で議論を進めてきたが、専門委員会において、1 案では国際的な会計基準よりも減損損失の認識が遅れる可能性があることを危惧する意見が出てきたことや実務上の負担に配慮して、重要なのれんにのみ 1 段階方式を導入する 3 案が提案されている旨のコメントがなされた。

以 上